

所蔵資料蔵出し

地方自治読本

総理府自治庁から「地方自治の必読書」と銘打って発行されたものです。
当時、自治庁は地方自治制度の企画等を担当していました。

地方自治の発展

本書発行は、戦後の民主化改革から早期経済復興へと政策転換がなされた時代でした。しかし、書中には「国民に近い一般行政では、地方行政こそ肝要である。(略)地方行政に関する限り、民主主義と地方自治とは、同意語である。しかも、地方自治で教育訓練を受けてこそ、中央の政治行政における民主主義もまた完成するのである。」という記載があります。地方自治の発展による民主化を進めようとする、自治庁の意思がうかがわれます。



昭和29(1954)年発行

本書の内容

「地方自治とは何か」という概念の解説から始まり、「制度のしくみ」、「行政・財政」といった制度的説明や法律等の解説が掲載され、さらには、地方自治の運営などに関して、国民生活と関連付け、一般向けの書籍のように作成されている点が特徴です。

特別区の記述

特別区(東京23区)については、「都の内部組織」という記述が見られます。当時、早期経済復興への政策転換の影響等を受け、特別区は東京都の内部団体という位置づけでした。具体的には、「区長公選制」が廃止される等、特別区にとっては自治権が後退した時期でした。その後、特別区は約半世紀に及ぶ自治権拡充運動を経て「基礎的自治体」として位置づけられ、現在に至ります。

(公財) 特別区協議会
One23Vol.27(2017 冬号) 掲載



投票場風景



市役所の窓口風景

役所の窓口風景

特別市と特別区 特別市は、人口五〇万以上の市で法律で定められたものをいうのであって、特定の都市が法律によって特別市に指定された場合には、その都市は府県の区域からはずされ、府県と市の機能をあわせ持つことになる。いまのところ、特別市の指定を受けた都市はないが、京都市(二、一〇一、八五四人)、大阪市(二、九五六、一三六八)、横浜市(九五四、一八八九)、神戸市(七五五、四三五八)、名古屋市(一、〇三〇、六三三九)のいわゆる五大市は、みな特別市の指定を受けられる大都市であつて、これら都市を特別市に指定することの是非は、よく特別市問題として論議されることである。

特別区は、都の区のこと、それぞれ独立の地方団体であることに、一方では、都と一体のような経営のために必要を規制を受ける都の内部組織としての性格のあるものである。

特別区記述